

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北名古屋市は、個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

北名古屋市長

公表日

令和5年2月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税事務
②事務の概要	<p>地方税法及び市税条例に基づき、個人や事業所等から提出された確定申告書・給与支払報告書・年金支払報告書等の課税資料を元に個人住民税の賦課決定を行う。</p> <p>個人住民税は、所得に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割があり、市民税と県民税によって構成されている。</p> <p>なお、個人県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市民税と合わせて賦課徴収等を行う」ものとされている。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①課税対象者情報の準備。(地方税法第294条、第295条、第318条) ②納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領。(地方税法第317条の3 等) ③他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認。 ④他自治体等からの調査回答及び他自治体等への税務調査。 ⑤個人住民税の賦課決定・賦課更正及び納税者・特別徴収義務者への税額通知の発送。 ⑥個人住民税の減免申請書の受領及び承認又は却下の決定、並びにその通知。 ⑦住民登録外の課税に伴う他自治体への通知及び回答 ⑧住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理 ⑨納税者が納付書等により納付したことについて、金融機関等からの納付済通知書で確認。 ⑩賦課情報に基づき、申請に応じて所得・課税の証明書を発行。 ⑪口座情報の管理、照会等</p>
③システムの名称	個人住民税システム、確定申告システム、国税連携システム、電子申告システム、収納管理システム、滞納管理システム、画像ファイリングシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル(給報、年金、申告書、配偶者、扶養、専従者情報)、課税台帳情報ファイル、口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第一の16項、101項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報照会> 番号法第19条第7号、同法別表第二の27項、121項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> <p><情報提供> 番号法第19条第7号、同法別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85-2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条-3、第22条-4、第23条、第24条、第24条-2、第24条-3、第25条、第26条-3、第28条、第31条、第31条-2、第31条-3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条-3、第43条-4、第44条、第44条-2、第45条、第47条、第49条、第49条-2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条-2、第59条-3</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	北名古屋市役所 財務部 税務課 481-8531 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地 問い合わせ先電話番号 0568-22-1111
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	北名古屋市役所 財務部 税務課 481-8531 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地 問い合わせ先電話番号 0568-22-1111
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システム名称	個人住民税システム、確定申告システム、国税連携システム、電子申告システム、収納管理システム、滞納管理システム	個人住民税システム、確定申告システム、国税連携システム、電子申告システム、収納管理システム、滞納管理システム、画像ファイリングシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	システム追加のため
平成29年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ② 所属長	税務課長	税務課長 坪井俊二	事後	所属長名追加のため
平成29年7月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成29年6月30日時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年7月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成29年6月30日時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年7月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 同法別表第2の27の項及び情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項	<p><情報照会> 番号法第19条第7号、同法別表第2の27項、同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> <p><情報提供> 番号法第19条第7号、同法別表第2の1,2,3,4,6,8,9,11,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,117の項、同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条-3、第22条-4、第23条、第24条-2、第24条-3、第25条、第26条-3、第28条、第31条、第31条-2、第31条-3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条-3、第44条、第44条-2、第45条、第47条、第49条、第49条-2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条</p>	事後	
平成30年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ② 所属長	税務課長 坪井俊二	税務課長	事後	名称変更のため、重要な変更には該当しない。
平成30年6月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日時点	平成30年5月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日時点	平成30年5月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の16項	番号法第9条第1項及び別表第1の16項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和1年6月14日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p><情報照会> 番号法第19条第7号、同法別表第2の27項、同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> <p><情報提供> 番号法第19条第7号、同法別表第2の1,2,3,4,6,8,9,11,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,117の項、同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条-3、第22条-4、第23条、第24条-2、第24条-3、第25条、第26条-3、第28条、第31条、第31条-2、第31条-3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条-3、第44条、第44条-2、第45条、第47条、第49条、第49条-2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条</p>	<p><情報照会> 番号法第19条第7号、同法別表第2の27項、同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> <p><情報提供> 番号法第19条第7号、同法別表第2の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85-2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項、同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条-3、第22条-4、第23条、第24条、第24条-2、第24条-3、第25条、第26条-3、第28条、第31条、第31条-2、第31条-3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条-3、第43条-4、第44条、第44条-2、第45条、第47条、第49条、第49条-2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条-2、第59条-3</p>	事後	
令和1年6月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日時点	令和1年5月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日時点	令和1年5月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月14日	IV リスク対策	-	IV リスク対策	事後	様式変更により、追加
令和5年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		⑪口座番号の管理、照会等	事後	情報連携実施開始による追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル(給報、年金、申告書、配偶者、扶養、専従者情報)、課税台帳情報ファイル	課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル(給報、年金、申告書、配偶者、扶養、専従者情報)、課税台帳情報ファイル、口座情報ファイル	事後	情報連携実施開始による追加
令和5年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の16項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項、同法別表第一の16項、101項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	情報連携実施開始による追加 軽微な修正
令和5年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第7号、同法別表第2の27項、同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 <情報提供> 番号法第19条第7号、同法別表第2の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85-2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項、同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条-3、第22条-4、第23条、第24条、第24条-2、第24条-3、第25条、第26条-3、第28条、第31条、第31条-2、第31条-3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条-3、第43条-4、第44条、第44条-2、第45条、第47条、第49条、第49条-2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条-2、第59条-3	<情報照会> 番号法第19条第7号、同法別表第二の27項、121項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 <情報提供> 番号法第19条第7号、同法別表第二の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85-2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条-3、第22条-4、第23条、第24条、第24条-2、第24条-3、第25条、第26条-3、第28条、第31条、第31条-2、第31条-3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条-3、第43条-4、第44条、第44条-2、第45条、第47条、第49条、第49条-2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条-2、第59条-3	事後	情報連携実施開始による追加 軽微な修正
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日時点	令和5年1月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日時点	令和5年1月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。